2　放送業務用伝搬障害防止区域

1	(1)　新潟県新潟市中央区万代２－１－１　(48.50) (2)　新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦字弥彦山3606－２　(605.30)	北緯37度55分05秒東経139度03分20秒の地点と北緯37度53分04秒東経139度00分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯37度52分54秒東経139度00分47秒の地点と北緯37度52分38秒東経139度00分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度52分04秒東経138度59分48秒の地点と北緯37度51分29秒東経138度59分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

1	(1)　東京都豊島区南大塚２－36－２東京都第四建設事務所内　(77.20) (2)　東京都北区西ヶ原２－１－６北区防災センター内　(43.80)	北緯35度43分45秒東経139度43分49秒の地点と北緯35度43分57秒東経139度44分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　兵庫県神戸市中央区波止場町３―11　(63.77) (2)　兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１　(78.16)	北緯34度41分07秒東経135度11分12秒の地点と北緯34度41分32秒東経135度11分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

1	(1)　大阪府泉南郡熊取町成合北１－１　(174.00) (2)　大阪府泉佐野市泉州空港北１　(14.00)	北緯34度22分44秒東経135度21分41秒の地点と北緯34度24分56秒東経135度18分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　静岡県浜松市天竜区佐久間町大井284―11　(1371.00) (2)　愛知県新城市下吉田字城山１―19　(700.00)	北緯34度55分06秒東経137度52分50秒の地点と北緯34度55分06秒東経137度38分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　愛知県新城市下吉田字城山１―19　(700.00) (2)　静岡県浜松市浜北区滝沢町字松ヶ橋１―38　(391.00)	北緯34度55分06秒東経137度38分44秒の地点と北緯34度51分51秒東経137度42分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　静岡県浜松市北区都田町字神郷地103－２　(120.30) (2)　静岡県浜松市北区滝沢町字松ヶ橋１―385　(391.00)	北緯34度48分19秒東経137度42分01秒の地点と北緯34度51分43秒東経137度42分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　静岡県掛川市大野字谷田790　(163.80) (2)　静岡県掛川市大野字細尾輪879―１　(234.00)	北緯34度48分29秒東経138度03分50秒の地点と北緯34度48分45秒東経138度03分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　静岡県御前崎市佐倉5561　(79.90) (2)　静岡県藤枝市瀬戸ノ谷字芋穴所9963―１　(883.80)	北緯34度37分47秒東経138度08分39秒の地点と北緯34度58分43秒東経138度11分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字大海用177－１　(118.00) (2)　三重県三重郡三越町大字亀崎新田字朝明87－１　(82.00)	北緯35度07分08秒東経136度46分30秒の地点と北緯35度00分30秒東経136度41分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第二百十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日　総務大臣　片山　善博

一　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三三の項を次のように改める。

三三	削除

二　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

第二項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

三　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二九の項を次のように改める。

二九	削除

四　平成十三年総務省告示第五百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一八〇の項を削る。

第二項の表二六の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

第二項の表二六の項を次のように改める。

二六	削除

第二項の表二七の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

五　平成十四年総務省告示第百四十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

六　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表四の項中「同右」を「放送業務用」に改める。